

不採択とされた請願

請願番号	請願名	賛成議員
請願第1号	『国際平和支援法案』『平和安全法制整備法案』に対する慎重審議と今国会での採決に反対する事を求める請願	中川民英、長谷川幸子 藤本智子、豊田光治 渡辺晃一、長谷川正 西山みえ、佐藤有毅 岩脇圭一、川崎正次 岡 幸男、中村勝春 桂 二発、田中勝博
	<p>《反対討論 小林 貴虎議員》本来、この請願が求めている内容は国で審議されるべきものであり、地方議会が口を出すことではないと思うが、地方自治法にのっとって、請願が提出された以上は表決しなければならないことから、反対の意見を述べるものとする。この請願の目的の1つである慎重審議に関しては、すでに報道されているように、過去最長の95日間の会期延長が衆議院本会議において議決されており、すでに達成されている。歴代自民党政府の憲法解釈を変更し、実質的な憲法改正を行うものであるという主張が書かれているが、これも誤りである。集団的であろうが個別的であろうが、自衛権に代わりはなく、我が国が自衛権を有することは過去の国会の答弁においても明確に確認されており、歴史的な大転換をもたらすような解釈変更などということは一切ないことが明らかである。今回の平和安全法制は、今まで積み上げられてきた、国民の命を守るための多くの決断の延長線上にあるものであり、何らこれまでの平和を希求する我が国の在り方を大きく変えるものではないと明言しておく。ミサイル防衛や離島防衛と、懸念される課題が大きく変化する昨今、日本の国民の命と財産を守るために必要とされる対応が必然的に異なってきた。これらの新たな懸案事項に対応するために現在審議されているのが、平和安全法制であり、むしろ早急に可決することこそが、命と平和を守るのに必要な措置であると考え。この請願の求める国会での採決の反対と、慎重審議の要求は、その根拠となる1から5段落の全ての主張が誤りやうそに基づいていることから、到底、津市議会として採択できるものではないと考え、明確に反対の意思を表明するものとする。</p>	
	<p>《賛成討論 日本共産党津市議団》国際平和支援法案、平和安全法制整備法案、これに対するどの世論調査も、法案に反対、今国会での成立に反対とする声、法案賛成を上回っている。国会での審議をすればするほど、その差は広がっており、十分に丁寧な説明がされていないと国民が感じている。戦争は違法だが、自国が攻撃を受けた場合の武力行使は違法でない。これが個別的自衛権である。これまでの政府もこの立場をとり、専守防衛の自衛隊を設置する根拠としている。一方、集団的自衛権は全く別物である。日本政府は、政府答弁書で、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利と規定している。戦後、日本政府の憲法9条解釈に関する全ての見解は、一貫して、海外での武力行使は許されないことを土台として構築されてきた。とりわけ、日本が攻撃されてもいないのに、海外で武力行使する集団的自衛権の行使は、これまでの歴代政府も憲法上許されないとしてきたものである。この国際平和支援法案、平和安全法制整備法案に盛り込まれたものは、すべて自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援に充てるためのものである。従来憲法解釈の根本を180度転換するもので、立憲主義の破壊、憲法第9条の破壊に他ならないものである。戦争は本来あってはならない。現実的に世界にはいるが、憲法第9条が日本を今まで守ってきたと言われるのも事実だと思う。自衛隊が今度の法案で一番心配しているのは、自衛隊員の家族であり、自衛隊員の人の命である。やはり命を守るという意味では、この法案はどうしても通すわけにはいかないと思う。今回、提出された請願は、この国際平和支援法案、平和安全法制整備法案の徹底した審議を続けて、今国会では採決しない事を求めるものであり、津市議会では請願採択されることを訴え、賛成討論とする。</p>	
	<p>《反対討論 岡村 武議員》この問題は、我々が論じるようなものではないと思うが、請願が出てきた以上、一方的な話ではいけないという意味で反論する。戦争したい国民はどこにいるのか。戦争は嫌に決まっている。でも、今の国際情勢をみると、そうは言っていられない。世界の軍事は動いている。憲法で言われている戦争は、侵略とどう違うのか。侵略されて自衛権を行使したら戦争になる。しなかったら統治されるだけである。国際的な話は、強いものが正義であり、負けたらおしまいである。そのために信用できるところと連合を組むのではないか。そういう子どもみたいな話をさも正しいような話にしたら駄目である。国民が本当に不幸になる。我々国民の代表の土俵が国会だと思う。国会の議員の方々も悩んで苦しんで、やられている土俵であり、信じるしかないことから、反対する。</p>	
	<p>《反対討論 公明党議員団》国際平和支援法案および平和安全法制整備法案は、安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守る隙間のない体制を構築するとともに、国際社会の平和にも貢献するためのものである。現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが拡散している。また、軍事技術も著しく高度化しており、国際テロやサイバーテロの脅威も深刻である。こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できる隙間のない安全保障体制を構築するとともに、抑止力を強化する必要がある。憲法第9条下では、これまでどおり、もっぱら他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認められない。政府の憲法第9条解釈は、長年にわたる国会との議論の中で形成されてきた。日本を取り巻く安保環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには「自衛の措置がどこまで認められるのか」「その限界はどこにあるのか」を突き詰めて議論した結果が、昨年7月の閣議決定である。この閣議決定では、憲法第9条の下で許される「自衛の措置」発動の新3要件が定められ、法案に全て明記された。海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は変えていないし、国連憲章第51条にあるような、もっぱら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めていない。さらに「隊員の安全確保」のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全性が確保されているかなどもチェックできるようにした。日本を海外で戦争できる国にする「戦争立法だ」という批判は、全く根拠のない言い掛かりである。「世界のどこへでも自衛隊を派遣し、米軍を支援する」などの批判は、支援の目的、趣旨や、厳格に定められた要件、手続きなどを全く無視した極めて短絡的な主張である。自衛隊が実施するのは後方支援に限られ、武力行使は許されないし、自衛隊の派遣には国会の承認が不可欠である。決して国民に不安や恐怖をおおるのではなく、世界の中における日本の置かれた立場や状況を冷静に見極め判断することこそが大切なのではないかと、考えることから反対する。</p>	